

# 氷見市合葬施設



氷見市  
令和5年4月

## はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進み、将来のお墓の管理に不安を抱く人も少なくないのではないのでしょうか。合葬施設は、将来にわたってお墓の管理をする必要がなく、またお墓を継ぐ人がいなくても安心して使用できる施設です。

本しおりをご覧になり、ご家族の方と十分にご相談のうえ、お申し込みください。

## もくじ

1	合葬施設の概要	1
2	申込から納骨までの流れ	2
3	使用料	2
4	収蔵方法等	3
5	申込資格・申込方法	4
6	申込に当たっての注意事項	4
7	収蔵（納骨）手続き	4
8	申込手続き一覧	5
9	案内図	6

# 1 合葬施設の概要

合葬施設とは、複数の遺骨を共同で収蔵し、市が永年管理する形態の墓地です。「お墓が無い」「お墓を継ぐ人がいない」「お墓のことで家族に負担をかけたくない」という方も安心して利用できます。また、埋葬室の場合は自己の利用のために生前でのお申し込みもできます。

納骨堂では、遺骨の個別収蔵が可能な納骨棚を備え、納骨棚で遺骨を10年間収蔵した後、埋葬室へ移します。また、納骨堂を経ずに直接埋葬室へ収蔵することもできます。

## 納骨堂

納骨堂とは、使用許可を受けた日から10年間骨壺を納骨棚に個別収蔵する施設です。納骨棚での収蔵期間が過ぎると、埋葬室へ収蔵します。

\*納骨堂への入室はできません。

## 埋葬室

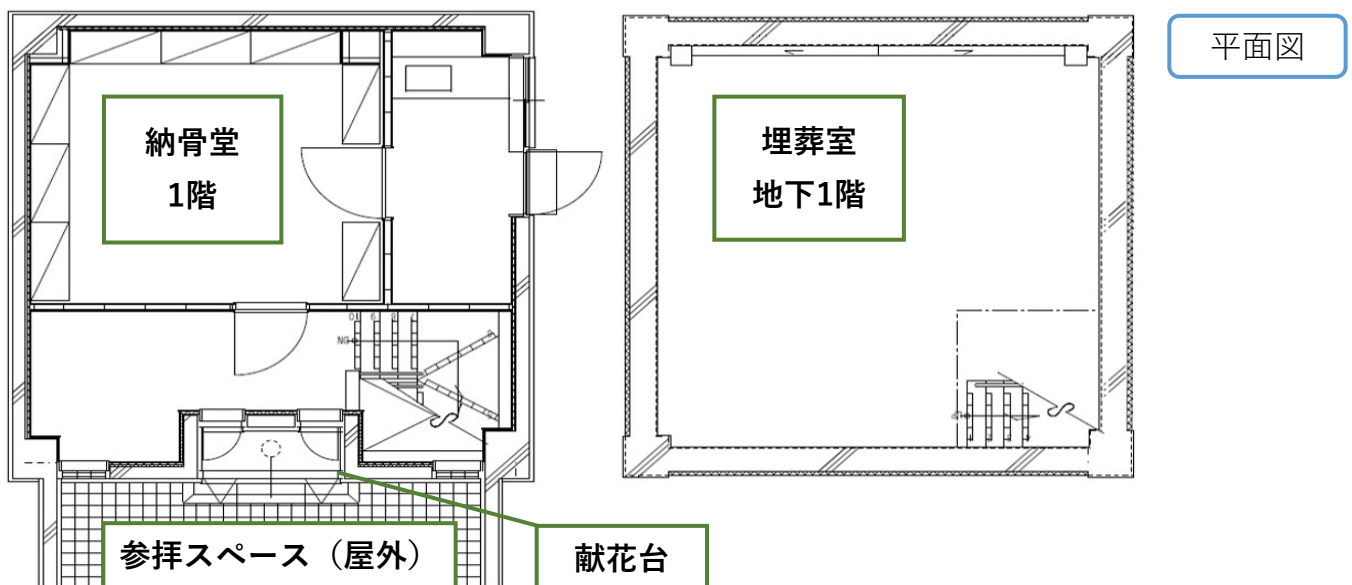
埋葬室とは、複数の遺骨を共同で収蔵する施設です。骨壺でお預かりした遺骨を埋葬袋へ移し、埋葬室で収蔵します。埋葬室に収蔵された遺骨は返還することができません。

\*埋葬室への入室はできません。

## 参 拝

屋外にある献花台付近の参拝スペースにて参拝ができます。また、納骨堂使用者は納骨堂に収蔵されている骨壺を献花台に搬出して参拝することもできます。

\*骨壺の搬出を伴う参拝は、搬出日の1週間前までに申請書の提出が必要です。



## 2 申込から納骨までの流れ



\* 埋葬室のみ生前予約ができます。

\* 埋葬室に改葬する場合は、埋葬袋一つ分を一体とします。

## 3 使用料

区分		単位	使用料 (市外在住者)	収蔵 可能数
納骨堂	使用許可日から10年間納骨堂での収蔵を経て埋葬室に収蔵する場合	1体	20万円 (30万円)	100体
埋葬室	使用許可日から埋葬室にて収蔵する場合	1体	7万円 (10万5千円)	2,000体

\* 東原墓地区画を返還し、合葬施設に改葬する場合は、埋葬室に限り使用料を免除します。

\* 原則、既納の使用料は還付できません。

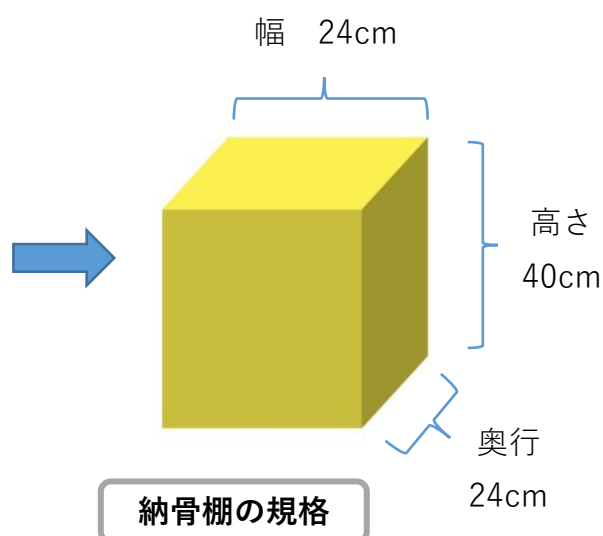
## 4 収蔵方法等

### ★ 納骨堂を使用する場合

- ① 遺骨は合葬施設使用許可のあった日から起算して10年間、骨壺に入れた状態で納骨棚にて収蔵し、その後は骨壺から出して埋葬袋に移し替え、埋葬室へ収蔵します。
- ② 遺骨を収蔵する際は、収蔵する日の1週間前までに「合葬施設収蔵届」に合葬施設使用許可証及び火葬許可証の写し等を添えてご提出ください。
- ③ 納骨堂への立入りはできません。
- ④ 納骨堂に収蔵された遺骨の返還を希望する際は、「合葬施設焼骨返還申請書」に合葬施設使用許可証等を添えてご提出ください。

**注意!! 埋葬室からの返還はできません。**

- ⑤ 納骨可能な骨壺のサイズは幅24cm、高さ40cm、奥行24cm以内です。



### ★ 埋葬室を使用する場合

- ① 遺骨は合葬施設使用許可のあった日（自己のために使用許可を取得した場合は収蔵の日）から埋葬室に収蔵できます。その際、遺骨は埋葬袋に移し替えします。
- ② 遺骨を収蔵する際は、収蔵する日の1週間前までに「合葬施設収蔵届」に合葬施設使用許可証及び火葬許可証の写し等を添えてご提出ください。
- ③ 埋葬室への立入りはできません。
- ④ 埋葬室に収蔵した遺骨は返還できません。

### ★ 骨壺の搬出を依頼する場合

納骨堂に収蔵されている骨壺を献花台に搬出し、参拝することができます。骨壺を搬出する際は、搬出日の1週間前までに「合葬施設骨壺搬出申請書」に合葬施設使用許可証等を添えてご提出ください。

## 5 申込資格・申込方法

### ★ 申込資格

合葬施設を使用しようとする者は、氷見市に住所を有し、以下に記載する方が使用できます。特別な理由があると認めるときは、市外在住の方でもお申し込みできます。

- ① 祭祀をつかさどる者
- ② 自己のために使用しようとする者（埋葬室の使用の場合に限ります。）

### ★ 申込方法

「合葬施設使用許可申請書」に申請者の住民票（本籍記載あり）を添えてお申し込みください。

## 6 申込に当たっての注意事項

- ① 申請書1枚につき、遺骨1体のお申し込みとなります。
- ② 合葬施設の中へは入れません。
- ③ 原則、遺骨の返還は致しません。  
\*納骨堂での収蔵期間内であれば、返還できます。
- ④ 原則、使用料の返還は致しません。
- ⑤ 納骨堂の収蔵場所の指定はできません。
- ⑥ 管理者不在時の参拝は火気厳禁です。

## 7 収蔵（納骨）手続き

- ① 遺骨を収蔵する際は、収蔵する日の1週間前までに「合葬施設収蔵届」のご提出が必要です。  
添付書類：合葬施設使用許可証、火葬許可証の写し等
- ② 収蔵が可能な日時は、12月29日から翌年1月3日までを除く、午前9時から午後4時までの間です。
- ③ 遺骨の入った骨壺は、施設前にてお預かりします。

### 申込・お問い合わせ先

氷見市役所 市民部環境防犯課

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

電話：0766-74-8082 FAX：0766-74-8104

Email：kanky@city.himi.lg.jp

## 8 申込手続き一覧

	申込手続き	提出申請書	添付文書
1	合葬施設の使用を開始するとき	合葬施設使用許可申請書 (様式第1号)	1.申請者の住民票の写し (本籍記載)
2	合葬施設使用許可証をき損又は亡失したとき	合葬施設使用許可証再交付申請書 (様式第3号)	
3	東原墓地の使用地を返還し、合葬施設において改葬するとき *埋葬室の使用に限ります。	合葬施設使用料減免申請書 (様式第4号)	1.東原墓地使用許可証の写し
4	使用者が承継するとき *納骨堂の使用権は、相続人又は親族に限り市長の承認を得て承継することができます。	合葬施設使用承継許可申請書 (様式第5号)	1.合葬施設使用許可証 2.承継者の住民票の写し (本籍記載) 3.承継原因を証する書類及び使用者と承継者の続柄が分かる戸籍・除籍
5	納骨堂の使用者の住所・本籍・氏名が変わったとき	住所等変更届 (様式第6号)	1.合葬施設使用許可証 2.使用者の住民票又は戸籍
6	焼骨を収蔵するとき *収蔵する日の1週間前までに提出してください。	合葬施設収蔵届 (様式第7号)	1.合葬施設使用許可証 2.火葬許可証の写し *必要に応じて上記の書類以外に提出していただく場合があります。
7	焼骨の返還を求めるとき *納骨堂に収蔵している焼骨に限ります。	合葬施設焼骨返還申請書 (様式第8号)	1.合葬施設使用許可証
8	合葬施設を使用する必要がなくなったとき *既納の使用料については還付できません。	合葬施設使用終了届 (様式第9号)	1.合葬施設使用許可証
9	納骨堂の骨壺を献花台へ搬出するとき *搬出する日の1週間前までに提出してください。	合葬施設骨壺搬出申請書 (様式第10号) *埋葬室は該当しません。	1.合葬施設使用許可証

# 9 案内図



氷見市合葬施設 (氷見市斎場敷地内)  
 〒935-0001 富山県氷見市北八代118番地